保護者の皆様へ

愛知県立猿投農林高等学校長

学校感染症の出席停止について

本校では学校保健安全法の規定により、下記の感染症にかかった場合、本人の休養や他人への感染予防のため出席停止の措置といたします。　お子様が感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診察を受け、医師の指示の下、治療に専念してください。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、治癒または感染の恐れがなくなり登校される際は本校所定の「治癒報告書」を御提出ください。

記

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後５日間を経過し、かつ症状が軽快した後１日経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※ここに記載されていない感染症については、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に「その他の感染症」として出席停止の措置を取ることがあります。必ずしも出席停止を行うべきものではありません。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ※その他の感染症	

感染症出席停止期間　早見表

新型コロナ

	発症日（発症当日は0日目）	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後５日目を経過	
例①	発症	症状有	症状軽快	症状軽快 １日目			☺	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例②	発症	症状有	症状有	症状有	症状有	症状軽快	症状軽快 １日目	☺
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

インフルエンザ

	発症日（発症当日は0日目）	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後５日目を経過	
例①	発症	発熱	解熱 解熱0日目	解熱 解熱1日目	解熱 解熱2日目		☺	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例②	発症	発熱	発熱	発熱	解熱 解熱0日目	解熱 解熱1日目	解熱 解熱2日目	☺
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能